（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　この法律の公布の日から施行日の前日までの間に受ける附則第二条第二項の登録に係る前条の規定による改正前の登録免許税法の規定の適用については、同法別表第一第八十三号中「、登録性能検査機関」とあるのは「、登録設計審査等機関、登録性能検査機関」と、同号㈢中「除く。」とあるのは「除く。）又は労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十三号）附則第二条第二項（登録設計審査等機関の登録に関する準備行為）の登録」とする。

（労働者派遣法の一部改正）

第十三条　労働者派遣法の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「第六十二条」の下に「、第六十二条の二」を加え、同条第三項中「（第二項」の下に「及び第三項」を加え、「第六十五条の四」を「第六十五条の五」に改め、同条第四項中「同項」の下に「及び同条第三項」を加え、同条第五項中「及び」を「並びに」に改め、「第四十五条第二項」の下に「及び第三項」を加え、同条第六項中「第六十五条の四」を「第六十五条の五」に改め、同条第十五項中「事業者」とあるのは「事業を行う者」とあるのは「事業を行う者」に、「を含む。以下この条において同じ。）」を「を含む。）」に、「第四項まで、第三十三条第一項、第三十四条」を「第三項まで」に改め、「、第九十九条第一項」を削り、「事業者を含む。）」と」の下に「、同法第三十三条第一項、第三十四条及び第九十九条第一項中「事業を行う者」とあるのは「事業を行う者（派遣先の事業者を含む。）」と、同法第三十二条第四項中「請負人」とあるのは「請負人（派遣先の事業者を含む。）」と」を加え、「「の労働者」とあるのは「の労働者」を「（労働者」とあるのは「（労働者」に改め、「（派遣中の労働者」という。）を含む」の下に「。以下この項において同じ」を加え、「、第三十一条の四並びに第三十二条第四項、第六項及び第七項」を削り、「労働者を含む。）」と」の下に「、同法第三十一条の四、第三十二条第四項、第六項及び第七項並びに第九十九条第二項中「作業従事者」とあるのは「作業従事者（派遣中の労働者を含む。）」と」を、「第百三条第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」の下に「（第五十七条の二第四項及びこれに基づく命令の規定を除く。）」を加え、「又はこれに基づく命令の規定（」を「又はこれに基づく命令の規定を除く。）（」に改める。

第四十七条第一項中「労働安全衛生法第六十五条第一項」を「第三項まで」に改める。

第十四条　労働者派遣法の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「第六十条の二」の下に「（第二項を除く。）」を加え、同条第三項中「第三十条の三まで」を「第三十条の四まで」に、「並びに第三十条の三第一項及び第四項」を「、第三十条の三第一項及び第四項並びに第三十条の四第一項」に、「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、「含む。）」と」の下に「、同法第三十条の二第一項中「第三十条の二第一項に」とあるのは「第三十条の二第一項（これらの規定が労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）に」と」を加え、同条第四項中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項第一号」に、「及び同条第三項」を「及び同条第四項」に改め、同条第五項中「第四十五条第二項及び第三項」を「第四十五条第三項及び第四項」に改め、同条第十五項中「第百条から第百二条まで」を「第百条、第百一条、第百二条」に改め、「事業者（派遣先の事業者を含む。）」とあるのは「作業場所管理事業者」とあるのは「作業場所管理事業者（派遣先の事業者を含む。）」と」の下に「、同法第三十二条第四項中「作業場所管理事業者」とあるのは「作業場所管理事業者（派遣先の事業者を含む。）」と」を加え、「第三十二条第四項中」を「第三十二条第五項中」に、「第三十二条第四項、第六項及び第七項」を「第三十二条第五項、第七項及び第八項」に改め、同条第十六項中「第四十五条第一項若しくは第二項」を「第四十五条第一項から第三項まで」に改める。

厚生労働大臣　福岡　資麿
内閣総理大臣　石破　茂

政　令

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年五月十四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百九十一号

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十条第三項及び第四項、第十六条、第十六条の四第二項並びに第三十六条の四の規定に基づき、この政令を制定する。

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号ホ中「こえ」を「超え」に改め、同号ヘ中「こえる」を「超える」に改め、同項第十二号中「かつ」及び「あつては」の下に「、総務省令で定める場合を除き」を加え、同項第十三号中「もれ」を「漏れ」に改め、同項第十四号中「取扱」を「取扱い」に改め、同項第十八号中「あたつて」を「当たつて」に改める。

第十一条第一項第七号中「さびどめ」を「さび止め」に改め、同項第十号ハ中「ふた」を「蓋」に改め、同項第十号の二ル中「かつ」及び「あつては」の下に「、総務省令で定める場合を除き」を加える。

第十九条第二項第一号から第二号まで、第四号及び第五号中「専ら」を削り、「行う」を「専ら行う」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五の二　危険物を用いた蓄電池を製造し、又は充電し、若しくは放電する作業を専ら行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所

第二十条第三項を次のように改める。

3　次に掲げる製造所等については、総務省令で、前二項に掲げる基準の特例を定めることができる。

一　蓄電池により貯蔵される総務省令で定める危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所

二　前条第二項第五号の二に掲げる一般取扱所のうち総務省令で定めるもの

三　前条第二項第九号に掲げる一般取扱所のうち総務省令で定めるもの

第二十七条第二項から第五項までの規定中「取扱」を「取扱い」に改め、同条第六項第一号の二中「規定」の下に「（同項第一号に掲げる給油取扱所のうち総務省令で定めるものにあつては、前号（イからハまで及びチを除く。）の規定）」を加える。

第二十九条第一号ただし書を次のように改める。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ　塊状の硫黄等を運搬するため積載する場合

ロ　危険物が漏れ、あふれ、又は飛散するおそれが少なく、かつ、防火上支障がないものとして、総務省令で定める場合

ハ　危険物を一の製造所等から当該製造所等の存する敷地と同一の敷地内に存する他の製造所等へ運搬するため積載する場合

第四十条第二項中「四千七百円」を「五千三百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日の翌日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

総務大臣　村上誠一郎
内閣総理大臣　石破　茂